中学校教諭	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）を除く。）
高等学校教諭	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）に限る。）
特別支援学校教諭	特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に限る。）
養護教諭	養護及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（養護実習に係る部分に限る。）に限る。）
栄養教諭	栄養に係る教育及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（栄養教育実習に係る部分に限る。）に限る。）
特別支援学校自立教科教諭	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習

中学校教諭	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）を除く。）
高等学校教諭	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）を除く。）
特別支援学校教諭	特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習を除く。）
養護教諭	養護及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（養護実習に係る部分に限る。）を除く。）
栄養教諭	栄養に係る教育及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（栄養教育実習に係る部分に限る。）を除く。）
特別支援学校自立教科教諭	特別支援教育の基礎理論に関する科目、視覚障害者に関する教育の領域に関する科目及び視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。